

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
に当たるときは、  
その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

特定承認保険医療機関の承認( )

県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可( )

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(二件)( )

公共測量の終了(二件)(管理課)

土地収用法による事業の認定( )

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第七百二十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年

年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松下内科医院	鳥取市雲山二一三〇一	平成十年十月一日
医療法人須山医院米子南クリニック	米子市奥谷一三三〇一七	〃
あべ小児歯科	米子市米原二丁目三二〇	平成十年十月十五日
堀内医院	鳥取市湖山町南一丁目六三三	平成十年十月十六日
橋本歯科医院	岩美郡国府町新通り三丁目三四八一	平成十年十月二十日
谷尾歯科医院	八頭郡郡家町大字郡家五九〇一八	〃
豊田医院	倉吉市東町三五一一八	平成十年十月二十五日
渡辺内科医院	米子市上福原一八三九一六	平成十年十月二十八日
松本医院	米子市河崎一七四〇一九	平成十年十一月一日
岡崎内科医院	米子市上福原二丁目一七二二〇	〃
よしだ歯科クリニック	米子市皆生七七六一	〃
有限会社増谷慶一郎薬局元町店	境港市元町一七九七	平成十年十月十五日
有限会社常田薬局	鳥取市西町二丁目一〇二一一	平成十年十一月一日
小林薬局マロニエ店	倉吉市昭和町一丁目二五一一	〃

### 鳥取県告示第七百二十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十四条第一項第一号の規定に基づき、特定承認保険医療機関の承認をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	承認年月日
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一	平成十年十一月一日

鳥取県告示第七百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業逢坂二期地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成十年十一月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
中山町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、境港市が行う土地改良事業（基幹水利施設補修事業弓浜地区農業用排水）を平成十年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十一号

倉吉市が行う土地改良事業（集落地域整備事業国府地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成十年十一月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
倉吉市役所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十二号

日吉津村が行う土地改良事業（集落地域整備事業今吉地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の三第五項において準用する同法第四十八條第九項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年十一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九條において準用する同法第十四條第二項の規定に基づき、福部村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九條において準用する同法第十四條第三項の規定により告示する。

平成十年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量（福部村公共下水道平面図作成 縮尺五百分の一）

二 作業地域 岩美郡福部村大字湯山山地内

三 終了年月日 平成十年十月九日

鳥取県告示第七百三十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九條において準用する同法第十四條第二項の規定に基づき、北条町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九條において準用する同法第十四條第三項の規定により告示する。

平成十年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量（デジタルマッピング）

二 作業地域 東伯郡北条町下神及び松神地内

三 終了年月日 平成十年十月二十日

鳥取県告示第七百三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

用瀬町

二 事業の種類

農業集落排水事業社中地区処理施設建設工事

- 三 起業地
- 1 収用の部分 八頭郡用瀬町大字安藏字蛇岩地内
  - 2 使用の部分 なし
  - 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
八頭郡用瀬町大字用瀬八三二  
用瀬町役場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

平成十年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十年十一月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 日時 平成十年十一月二十日(金) 午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室

三 議題 (1) 平成十年政治団体関係者研修会について

(2) 委員長専決処分事項について